

ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク利用規約

第1章 通則

(目的)

第1条 「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク利用規約（以下「本規約という。」）」は、県が提供する「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク（以下「結婚相談所支援ネットワーク」という。）」の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規約における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1)「一般会員」とは、「ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク会員登録申込書」を提出し、相談所において結婚相談所支援ネットワークへの登録が完了した者を指す。
- (2)「相談所」とは、県が結婚相談所支援ネットワークの利用を認めた地方公共団体又は公共的団体等が運営する結婚相談所を指す。
- (3)「公共的団体等」とは、市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠のある社会福祉協議会、商工会議所、商工会等をいう。
- (4)「登録相談所」とは、一般会員が登録申込を行った相談所を指す。
- (5) (1)～(4)で定義した「一般会員」、「相談所」及び「登録相談所」をまとめて「利用者」という。
- (6)「ぎふ婚活サポートプロジェクト」とは、企業・団体等を通じて、結婚を考えながらも出会いの機会が少ない独身男女に対し出会いの場の提供を行う県の事業を指す。

第2章 結婚相談所支援ネットワークの利用

(提供日及び提供時間)

第3条 県は、結婚相談所支援ネットワークにかかるシステムサービスを通年、1日24時間提供するが、次の各号のいずれかに該当する場合はサービスを停止するものとする。

- (1) 結婚相談所支援ネットワークシステムサービスに必要な機器等の保守又は工事実施における機器停止時
- (2) 結婚相談所支援ネットワークシステムサービスに必要な機器等に障害が発生した場合

(利用の範囲)

第4条 利用者が結婚相談所支援ネットワークの機能に関し利用できる範囲は、次の各号及び別表に定める範囲とする。

- (1) 一般会員 レベル1の情報の検索及び閲覧。ただし県が指定する自己PR欄については、会員自身が更新できるものとする。
- (2) 相談所 レベル2までの情報の検索及び閲覧。
- (3) 登録相談所 会員の情報の登録、更新及び退会処理。自相談所に登録する会員の情報はレベル3まで閲覧可能。（ただし、他相談所の一般会員分については、前記(2)と同様とする。）

(会員情報の登録、更新及び退会処理)

第5条 会員情報の登録、更新及び退会処理については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 登録・更新 登録相談所において行う。
- (2) 退会処理 登録相談所において行う。ただし、登録相談所が定めた登録期間を過ぎた場合は、自動退会処理となる。

(会員からの相談等)

第6条 会員からの相談等については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) レベル2まで情報の閲覧については、会員が希望するすべての相談所において対応する。
- (2) 相談、マッチングについては、会員の登録相談所において対応する。
- (3) 見合いの場の設定等については、原則として先にマッチングを希望した会員が登録する相談所において行うこととするが、相手方の登録相談所も連携して対応する。

(IDの取扱い)

第7条 利用者は、自己の保有するIDを、他人に利用させてはならない。

(パスワードの取扱い)

第8条 利用者は、自己の保有するパスワードに関し、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己が利用しているパスワードを、秘密にしなければならない。
- (2) パスワードは定期的に変更し、古いパスワードは再利用してはならない。
- (3) 仮のパスワードは、最初のログインの時点で変更しなければならない。

(禁止事項)

第9条 利用者は、結婚相談所支援ネットワークの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとする。

- (1) 第7条及び第8条に掲げる事項に違反する行為。
- (2) 結婚相談所支援ネットワークのデータを、結婚相談事業又はぎふ婚活サポートプロジェクトや登録相談所等が開催するイベント案内以外に使用すること。
- (3) 結婚相談所支援ネットワークを、第三者に使用させること。
- (4) 結婚相談所支援ネットワークの印刷又はデータによる出力物の全部又は一部を、第三者に使用させること。
- (5) その他、県が不適切と判断する行為を行うこと。

(利用者資格のはく奪)

第10条 利用者が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、県は直ちに利用者の資格をはく奪し、結婚相談所支援ネットワークの利用を停止することができる。

- (1) 前条（禁止事項）に該当する場合
- (2) その他、本規約が定める事項に違反、利用者として不適切であると県が判断した場合

第3章 雑則

(権利の帰属)

第11条 結婚相談所支援ネットワークのハードウェア及びソフトウェアにかかる著作権その他の権利については、その一切が県に帰属するものとし、利用者は、その使用权を有するものとする。

(免責)

第12条 県は、本規約で特に定める場合を除き、利用者のサービス利用に関していかなる責任も負わないものとする。

(規約の変更)

第13条 県が、本規約を改訂した場合は、結婚相談所支援ネットワークを通じて周知するものとし、利用者は利用に際し施行されている規約への同意のもとに利用するものとする。

(附則)

本規約は平成 26 年 10 月 1 日より施行する。

(附則)

本規約は平成 26 年 10 月 29 日より施行する。

(附則)

本規約は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

(附則)

本規約は令和 3 年 9 月 15 日より施行する。

別表（第 4 条関係）

レベル 1	レベル 2	レベル 3
ニックネーム、性別、年齢、居住地域、職業、職種、資格・免許、勤務体系・休日、身長、血液型、結婚歴、嗜好（たばこ・酒）、マイプロフィール、会員番号、相手に希望すること	登録相談所、年収、学歴、子どもの有無、結婚後の同居、婿養子、写真	入会（更新）年月日、会員 ID、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、緊急連絡先、メールアドレス、勤務先又は自営業名、勤務先住所、再婚の場合（死別・離別）、家族の状況